

(別添1)

# 【改定のおしらせ】

## 山形県

# 最低賃金

## 21円UP

### 時間額

# 717 円

## 【発効日：平成28年10月7日】

《10月6日までは時間額696円》

山形県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される山形県最低賃金が改正されます。

最低賃金の計算には、（1）精皆勤手当、（2）通勤手当、（3）家族手当、（4）賞与等、（5）時間外・休日・深夜手当は含まれません。

【注】特定の産業（「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業：現行767円」「ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業：現行783円」「自動車・同附属品製造業：現行782円」「自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）：786円」の4つの産業）で働く労働者には山形県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

【詳細については！】

山形県最低賃金総合相談支援センター（☎0800-800-9902）又は、  
山形労働局労働基準部賃金室（☎023-624-8224）・最寄りの労働基準監督署まで！！

## 山形労働局・各労働基準監督署